

別表(第2条関係)

補助事業名	燃料電池バス導入促進補助事業
補助事業の目的	<p>本県では、自動車からの排出ガスの低減による大気環境の改善及び地球温暖化対策に資するため、また、水素社会の早期実現に向け、燃料電池モビリティの普及促進に取り組んでいる。</p> <p>県民の健康保護や生活環境の保全を図るため、国(環境省)の「水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業」(以下、「国補助」という。)と協調し、車両本体価格の一部を補助することにより、燃料電池バスの導入を促進する。</p>
補助事業の対象となる者	<p>県内に使用の本拠を置く燃料電池バスを導入する次に掲げる者。 ただし、国補助の交付決定を受けた者に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 民間企業(リース・レンタル事業者を含む。) (2) 地方公共団体 (3) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人 (4) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 (5) 法律により直接設立された法人 (6) その他知事が認める者
補助対象経費	燃料電池バスの車両本体価格
補助率	定額
補助金の額	10,000 千円

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) (1) 補助対象事業の概要〔予定〕(別紙様式1) (2) 車両本体価格が明記されている見積書、見積内訳書【写し】 (3) 導入予定自動車の性能が分かる仕様書、カタログ等 (4) 国補助の交付決定通知書【写し】 (5) 登記事項証明書(現在事項全部証明書)(法人の場合のみ)※1 (6) 貸与料金の算定根拠明細書(リース事業者の場合のみ) (7) 消費税及び地方消費税の取扱いについて〔報告〕(別紙様式2) (8) 事前着手承認申請書(別紙様式3)※2 (補助金の交付決定前に事業に着手する場合のみ) (9) その他知事が必要と認める書類 (指定期日) 別に指定する日
第7条第1項 (交付決定額の変更)	(添付書類) 第3条の添付書類に準じる。 (指定期日) 変更することが決まった後すみやかに
第11条 (実績報告)	(添付書類) (1) 補助対象事業の概要〔確定〕(別紙様式5) (2) 購入車両の代金に係る請求書、請求内訳書【写し】 (3) 購入車両の代金の支払いに係る領収書【写し】 (4) 購入車両の自動車検査証【写し】 (5) 国補助の金額確定通知書【写し】 (6) 自動車賃貸契約書【写し】(リース事業者の場合のみ) (7) 貸与料金の算定根拠明細書(リース事業者の場合のみ) (8) その他知事が必要と認める書類 (指定期日) 下記(1)又は(2)のうち早い日 (1) 事業完了日又は国補助金に係る金額確定通知書発行日のうち遅い日から30日以内 (2) 令和5年4月10日
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間) 国補助に係る補助金要綱及び交付規定等に定める期間

※1 リース契約等の場合、リース事業者と予定貸与先のものが必要。地方公共団体は提出不要。

※2 知事は、この申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を事前着手承認通知書(別添様式4)により当該申請者に通知するものとし、事前着手承認申請書に記載の着手予定年月日以降に発生した経費(当該年度中に発生したものに限り)についても補助事業の対象とするものとする。